

町田市暴力団排除条例(案)
パブリックコメント実施結果

2013年2月

町田市市民部防災安全課

町田市暴力排除条例(案)に関するパブリックコメントの実施結果

東京都で2011年10月に施行された東京都暴力団排除条例を受け、町田市でも暴力団排除に関する条例を定め、暴力団排除に取り組む姿勢を明確にしていきます。

このたび、本条例の制定にあたって参考とさせていただくため、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

1. パブリックコメントの実施期間

2013年1月4日(金)～2013年1月31日(木)

2. 意見の募集方法

- ・ 広報まちだ2013年1月1日号に概要を掲載
- ・ 町田市ホームページに資料を掲載
- ・ 市の施設等22箇所における資料の配布

【設置場所】

防災安全課(本庁舎3階)、市民相談室(本庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、忠生市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、鶴川市民センター、堺市民センター、小山市民センター、玉川学園文化センター、木曽山崎センター、町田駅前連絡所、南町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、中央図書館、さるびあ図書館、鶴川図書館、金森図書館、木曽山崎図書館、堺図書館、町田市民文学館、生涯学習センター

3. 寄せられたご意見の内訳

4名の方から5件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

	ご意見内容	市の考え方
1	市民がスムーズに情報提供出来る様に、条例の中に市役所と警察の役割(責任分担の明確化)を条文に文言として記して欲しい。	暴力団に関する相談窓口の明確化を図るとともに、市と警察、関係機関相互で情報を共有するなど、連携強化を図ってまいります。

	ご意見内容	市の考え方
2	市民を護る為に、誰が誰をどの様に行うのか 条文に文言として記して欲しい。	東京都暴力団排除条例第14条（保護措置）の規定により、警視總監は、暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団または暴力団員から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒活動その他安全で平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるものとされています。 また、市では市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、警察署等と連携し、安全の確保に配慮してまいります。
3	暴力団排除に関する市民団体の育成や、活動の支援を行ってほしい。	市は、市民が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察署等と連携し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行ってまいります。
4	暴走族やえせ右翼が暴力団の予備軍となるため、中学生に対して暴力団の実態を正しく伝えるような教育をしてほしい。	市では、市立学校において青少年に対する教育を必要に応じて行うよう適切な措置を講ずるとともに、市立学校以外の学校に対しても、警察署等と連携し、情報の提供、指導、助言その他の支援又は協力を行ってまいります。
5	市民に対し、「暴力団追放3ない運動プラス1」や相談窓口に関する広報啓発を繰り返し行ってほしい。	市のホームページや広報まちだ等の広報媒体を利用し、広報啓発に努めてまいります。